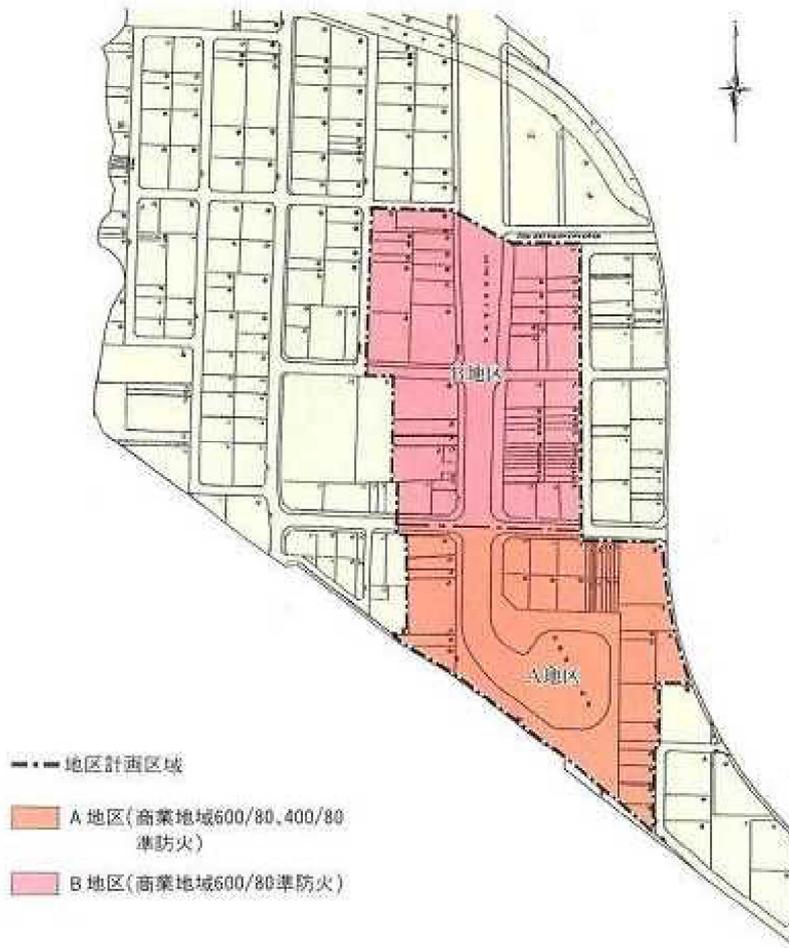


五位堂駅前北地区地区計画

五位堂駅前北地区では商業、業務地として適正かつ合理的な土地利用を図るとともに、地域住民や来街者にとってうるおいのある市街地環境を形成・保持することを目標に「地区計画」が定められています。

■地区計画区域図



◆詳しくは、平成5年9月1日香芝市告示第34号大和都市計画五位堂駅前北地区地区計画別図参照のこと

(1) 地区計画の方針

名称	五位堂駅前北地区地区計画
位置	香芝市瓦口、五位堂地区の一部
面積	約 4.1ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	<p>地区計画の目標</p> <p>本区域は、近鉄大阪線五位堂駅の北に隣接した商業業務地であり、五位堂駅前北土地区画整理事業の施行により真美ヶ丘幹線、五位堂駅北広場をはじめとする公共施設及び宅地の整備が行われ、今後一層の土地の高度利用が見込まれる区域である。</p> <p>このため、商業・業務地として適正かつ合理的な土地利用を図るとともに、安らぎ、洗練されたセンス、しっとりとした文化の3テーマを基調とする調和のとれた街並みの創出により地域住民や来街者にとってのよいある市街地環境を形成、保持することを地区計画の目標とする。</p> <p>土地利用の方針</p> <p>本区域は、駅前の商業・業務地として、商業・業務施設の集積を図るとともに、適正かつ合理的な土地利用を促進する。特に駅北広場周辺については、中核ゾーンとして拠点にふさわしい核的大規模商業施設の誘致を行うとともに、商業・業務施設の一層の集積に努める。</p> <p>地区施設の整備方針</p> <p>五位堂駅前北土地区画整理事業により整備された真美ヶ丘幹線、五位堂駅北広場及び区画道路の機能が損なわれないよう維持、保全に努める。</p> <p>建築物等の整備の方針</p> <p>健全な商業・業務地及び良好な市街地環境を形成、保持していくため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度を定めるとともに、建築物等の形態または意匠の制限を定め、建築物等を適切に規制、誘導する。</p>

(2) 地区整備計画

地区整備計画	建築物の用途の制限	A 地区	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 建築物の1階部分における住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿（ただし、入口ホール、階段等は除く。）</p> <p>(2) 五位堂駅前北地区地区計画別表第1に掲げる工場 （ただし、パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、その他これらに類する店舗に付属する自家販売のための工場については、この限りでない。）</p> <p>(3) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(4) 五位堂駅前北地区地区計画別表第2に定める数量を超える危険物（同表に数量の定めのない場合にあつてはその数量を問わないものとし、地下貯蔵槽により貯蔵される第2石油類、第3石油類及び第4石油類並びに容量の合計が50,000リットル以下の地下貯蔵槽により貯蔵される第1石油類及びアルコール類を除く。）の貯蔵又は処理に供する建築物</p> <p>(5) 風俗営業等の規制および業務の適性化等に関する法律（法律第122号）第2条第4項の各号で定める施設の用途を含む建築物</p>
		B 地区	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 五位堂駅前北地区地区計画別表第1に掲げる工場 （ただし、パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、その他これらに類する店舗に付属する自家販売のための工場については、この限りではない。）</p> <p>(2) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(3) 五位堂駅前北地区地区計画別表第2に定める数量を超える危険物（同表に数量の定めのない場合にあつてはその数量を問わないものとし、地下貯蔵槽により貯蔵される第2石油類、第3石油類及び第4石油類並びに容量の合計が50,000リットル以下の地下貯蔵槽により貯蔵される第1石油類を除く。）の貯蔵又は処理に供する建築物</p> <p>(4) 風俗営業等の規制および業務の適性化等に関する法律（法律第122号）第2条第4項の各号で定める施設の用途を含む建築物</p>
	建築物の敷地面積の最低限度		150㎡
	建築物等の形態または意匠の制限		<p>(1) 建築物の外壁及びこれに代わる柱の色彩は、原色を避け周囲の景観と調和したものとする。</p> <p>(2) 水槽等の屋上工作物は、景観に配慮して裸設置を原則として禁止する。</p>

「区域及び地区の細区分は、計画図表示のとおりとする。」